

図表1 消滅時効の見直し

	債権の種類	現行法	改正後
職業別の債権 (主なもの)	一般の債権	権利を行使できるときから10年間	債権者が権利を行使できることを知ったときから5年間 または権利を行使できるときから10年間 ^(注)
	医師の診療、助産師の助産、薬剤師の調剤	権利を行使できるときから3年間	
	住宅の建築・リフォーム工事の設計、請負代金など	工事終了のときから3年間	
	弁護士、公証人の報酬など	事件終了のときから2年間	
	生産者、卸売・小売商人の商品代金など	権利を行使できるときから2年間	
	理髪店、クリーニング店の料金など		
	学校、塾の授業料や教材費など		
	使用人の給料(月払いまたは日払いのもの)	権利を行使できるときから1年間	
	バス、タクシー、宅配業者の運賃など		
	旅館の宿泊費、飲食店の飲食費、席料など		
定期的に生じる債権	定期給付債権(利息、家賃、給料、扶養料など)	権利を行使できるときから5年間	
不法行為による損害賠償請求権	定期金債権	第1回の弁済期から20年間 または最後の弁済期から10年間	債権者が権利を行使できることを知ったときから10年間 または権利を行使できるときから20年間
	人の生命または身体を害する不法行為	被害者などが損害および加害者を知ったときから3年間 または不法行為時から20年間	被害者などが損害および加害者を知ったときから5年間 または不法行為時から20年間
	それ以外	被害者などが損害および加害者を知ったときから3年間 または不法行為時から20年間	被害者などが損害および加害者を知ったときから3年間 または不法行為時から20年間

(注) 人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権は、権利を行使できるときから20年間。
(出所) 大和総研作成

図表2 法定利率の見直し

	現行法	改正後
民事法定利率	年5%	年3% かつ
商事法定利率	年6%	3年ごとの 変動制 ^(注)

(注) 銀行の短期貸付の過去5年間の変動を基準として算出される。
(出所) 大和総研作成

じた債権については、年6%の商事法定利率が適用される。民事法定利率の見直しにあわせて、この商事法定利率は廃止され、民事法定利率が適用されることとされた。

(3) 定型約款の規定の導入

① 対象となる「定型約款」

現代社会においては、保険契約、銀行の預金契約、電気・ガス・水道などの公共インフラの提供契約、公共交通機関の利用契約、インターネットでの取引など、生活の多くの場面で約款に基づいた取引が行われている。しかし、大多数の顧客は約款の存在を特段意識せず、取引関係に入りがちである。そのため、一方的に事業者が有利な

約款や、約款の一方的な変更に拘束されてしまうことになり、何らかの規律を設けるべきことが議論されてきた。

改正民法では、約款について新たに規定が創設された。対象となる「定型約款」は、「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引で、その内容の一部又は全部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの」である。定型取引において、「契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」と定義されている。前に例として挙げた契約は、ほぼこの「定型約款」に該当すると考えてよい。

② 規定の内容

a みなし合意

契約は原則として当事者の合意で成立する。したがって、定型約款が契約の内容となるためには、その個別の条項についても合意が必要とされるべきであるが、約款は日常生活の多くの場面で利用されていることから、取引の安定性

改正の概要

民法は、1896(明治29)年の制定後、実質的な見直しが行われていないまま120年以上が経っており、現代の社会経済情勢に即し、国民一般にわかりやすい内容とする

現行民法では、職業別の債権、定期金債権、定期給付債権について例外的な消滅時効の定めが設けられている。また、不法行為による損害賠償請求権についても、被害者の保護などの趣旨から別途時

① どんな改正?

2017年5月26日、「民法の一部を改正する法律」が成立しました。いわゆる債権法の改正です。施行日は、原則として公布日(6月2日)から起算して3年を超えない範囲内とされています。

② 影響は?

時効、法定利率、定型約款、個人保証などの重要な見直しのほか、詐欺・錯誤、債務不履行、債権譲渡、消費貸借契約など広く見直しが行われています。改正事項を一通り確認しておくことが重要です。

重要な見直し

(1) 時効に関する見直し(図表1)

① 原則的な消滅時効の見直し
現行民法では、債権は原則として「権利を行使することができる」ときから「10年間」行使しないときに消滅する。改正民法ではこれに加えて、「債権者が権利を行使することができることを知ったとき」から「5年間」行使しないときにも債権が消滅することとされた。

② 短期消滅時効の廃止など
現行民法では、職業別の債権、定期金債権、定期給付債権について例外的な消滅時効の定めが設けられている。また、不法行為による損害賠償請求権についても、被害者の保護などの趣旨から別途時

効の定めがある。

改正民法では、職業別の債権および定期給付債権の短期消滅時効の定めは廃止され、原則的な消滅時効に統一される。定期金債権については、時効の起算点が見直された。不法行為による損害賠償請求権については、人の生命または身体を害する不法行為に限って特別が定められ、被害者などが損害および加害者を知ったときから「5年間」(現行3年間)に延長された。

(2) 法定利率の見直し(図表2)

① 民事法定利率の引下げと変動制の導入
現行民法では法定利率は年5%であり(民事法定利率)、これは実勢金利と関係なく常に5%の固定利率である。

改正民法では、この法定利率を引き下げて当初年3%とし、かつ実勢金利を基準にして3年ごとに利率を見直す変動制が導入された。

② 商事法定利率の廃止
現行の商法では、商行為から生

シンクタンク研究員による 読み解き! 最新制度

Vol.29

民法(債権法)の改正

——時効・法定利率・定型約款などの重要な見直し

を保護する必要もある。

そのため、定型約款が契約の内容となる要件について、一定のみなし規定が置かれた。定型取引を行うことの合意をした者は、次のいずれかの場合、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなされ、定型約款が契約の内容となる。

- 定型約款を契約の内容とする合意をしたとき
- 定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき

b 定型約款の開示義務

定型約款を準備した者(事業者)は、相手方から請求があったときは、原則として遅滞なく約款の内容を開示することが求められる。この請求は、定型取引を行う合意の前または合意の後相当期間内に行うことができる。

定型取引を行う合意の前にされた開示請求を事業者が拒んだときは、原則としてみなし合意の規定

は適用されない。

c 定型約款の内容制限

定型約款では、事業者の相手方に一方的に不利な条項が設けられていることが少なくない。改正民法では、みなし合意の対象となる定型約款のうち、消費者の権利を過度に制限する条項や、過大な責任を負わせる条項は、みなし合意の対象から除外することとされた。これにより、このような条項は契約の内容にならないことが明確になった。

d 契約内容の変更

事業者が相手方の個別の合意なく、一方的に約款の内容を変更するには、次の要件をいずれも満たす必要がある。

- 相手方の一般の利益に適合する変更であるとき。または契約目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性などの変更に関する事情からみて合理的な変更であるとき

- 事業者が、変更の効力が発生する時期を定めただうで、変更を

する旨、変更後の定型約款の内容、効力発生時期について、インターネットなどを利用して周知しているとき(効力発生時期の到来までに周知しなければ、変更の効力は発生しない)

(4)個人保証の見直し

現行民法は、保証契約は書面ですることとしているものの、それ以外には特に要件を定めていない。

改正民法では、個人事業者が事業のために負担した貸金などの債務を主債務とする保証契約(または根保証契約)を結ぶ場合、公正証書による保証意思の表示が必要とされた。この公正証書は、契約締結日前一カ月以内に作成されたものでなければならず、書面の作成方式も厳格に定められている。

なお、この定めは、その個人が、主債務者である法人の理事・取締役・執行役や、総株主議決権の過

半数を保有する株主などである場合には適用されず、主債務者である個人の共同事業者や、現に事業に従事している配偶者の場合も適用されない。これらの者については、従来どおり、書面要件のみで保証契約を結ぶことができる。

3 適用関係

民法改正法の施行日は、原則として公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、遅くとも2020(平成32)年6月1日までに施行されることになる。

ただし、改正項目によっては経過措置が設けられているため、実際の適用日には注意が必要である。例えば、定型約款に関する改正については、経過措置により、施行日前に結ばれた定型取引契約についても原則として適用される。



小林 章子 ● こはやし・あきこ

大和総研 研究員 弁護士

金融商品取引法・会社法のほか、金融・証券税制についても調査を行う。著書として、「税金読本」(法人投資家のための証券投資の会計・税務) (いずれも共著 大和証券刊)。